

## 介護保険サービス利用料の軽減・減免

介護保険サービスを利用した場合、利用者は一定額を負担しますが、所得が少ない世帯の人には軽減・減免される制度があります。現在認定されているの認定証は、有効期限が六月三十日までとなっておりますので、最寄りの窓口で更新の申請をしてください。

◎保険給付課介護給付係  
各総合支所保健福祉課 ☎23-6051

介護保険施設などに入所時の居住費・食費の減免  
■対象 世帯全員が住民税非課税の人 居住費(滞在費)・食費の負担の上限(負担限度額)を定め、それを超えた分について特定入所者介護サービス費等が支給されます。

負担段階	対象者	居住費等の負担限度額			食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	820	490	320(490)	0
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	820	490	420(490)	320
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1,640	1,310	820(1,310)	320

\*( )内は、老人保健施設・療養型施設に入所または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※居住費は居住環境により負担限度額が変わります。  
※税制改正により利用者負担段階が二段階以上上昇する人については、激変緩和措置により、税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階から一段階上昇した場合の限度額を適用します。

訪問介護利用者負担の減額  
■対象 四十五歳以上六十四歳で生計中心者が所得税非課税の人  
■減額割合 利用者負担額の四十パーセント(一月当たり)

社会福祉法人による利用者負担額の軽減  
■対象 世帯全員が住民税非課税の人で、要件を全て満たす人(生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている人は除く)

■減額割合 軽減対象負担額の二十五パーセント(老齢福祉年金受給者は五十パーセント)  
■要件  
①年間収入が本人で五十万円円、世帯員一人増すごとに

五十万円を加算した額以下であること  
②世帯全員について、自らの住まい等日常生活に供する資産以外に住居や土地など活用できる資産がないこと  
③預貯金などの額が本人で三百五十万円、世帯員一人増すごとに百万円加算した額以下であること  
④本人が住民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていないこと  
⑤本人の介護保険料(第二号被保険者は納税義務者となっていない国民健康保険税)を滞納していないこと

市が独自に実施する利用者負担額の助成  
■対象 世帯全員が住民税非課税の人  
■助成額 高額介護サービス費および高額介護予防サービス費の支給を受けた後の利用者負担額のうち利用者負担額の二十五パーセント(老齢福祉年金受給者は五十パーセント)

## 里親登録にご協力を!

さまざまな事情により、生まれた家庭で生活することができなくなった子どもを、自らの家庭で育てるのが里親で、そのための制度を里親制度といっています。

◎子育て支援課子ども家庭相談係 ☎23-6048

### 里親制度の重要性

現在、県内では四百人以上(大崎市内では三十二人、三月三十一日現在)の子どもが乳児院や児童養護施設に入所しています。最近では児童虐待を理由とした入所が急増していて、どの施設もいっぱいの状態です。

児童虐待の急増により、虐待を受け心身に深い傷を負った子どもに、家庭的な養育環境を与え、心身の健全な育成と次世代への連鎖の防止という観点から、里親制度の重要性が高まっています。

従来のように養子縁組を前提とする里親だけでなく、緊急一時保護や短期間の養育などに対応できる里親も求められています。

### 里親の要件

里親になるためには特別な資格等はありませんが、次の要件が定められています。  
①心身ともに健全であること  
②子どもの養育についての理

解、熱意、子どもに対して豊かな愛情を有していること  
③経済的に困窮していないこと  
④子どもの養育に関して虐待等の問題がないこと  
⑤児童福祉法等の規定による罰金以上の刑に処せられたことがないこと

### 里親の種類

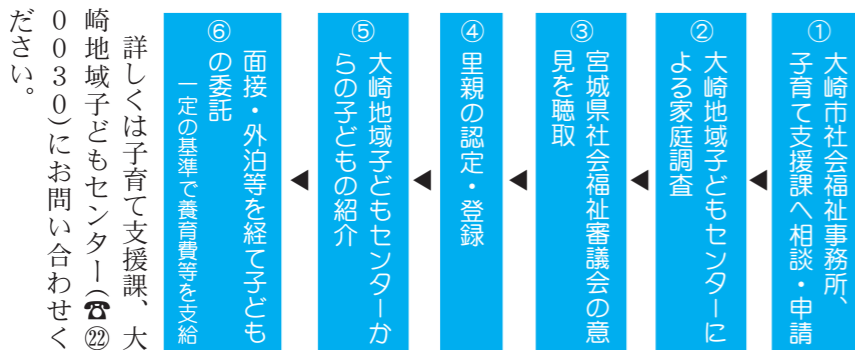
①養育里親 家庭を必要とする子どもを親に代わって養育する一般的な里親です。子どもが十八歳に達するまでであれば期間の制限はありません。  
②短期里親 一年以内の期間を定めて、短期間養育する里親です。

③専門里親 二年以内の期間を定めて(更新可能)、虐待などの事由で心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親で、必要な研修を受講することなどの要件があります。

④親族里親 三親等以内の親族が、親が養育できなくなった時にその親に代わり特定の子どもを養育する里親です。

このほか、児童養護施設で生活している子どもを夏休みや冬休みに一週間程度養育してもらおう「ふれあい里親」などもあります。

### 里親になるには



詳しくは子育て支援課、大崎地域子どもセンター(☎23-0030)にお問い合わせください。

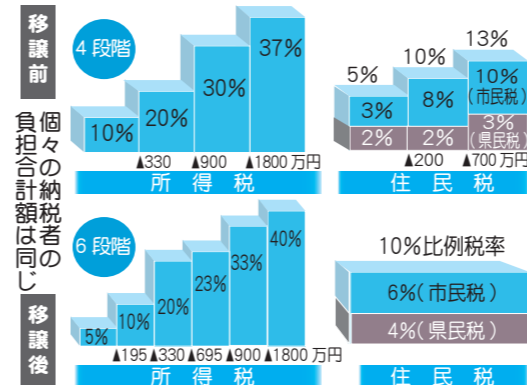
## 税源移譲に関するお知らせ

所得税額および住民税額について

地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます(全国で三兆円の税源移譲)。

◎税務課市民税係 ☎23-5147  
各総合支所市民税務課

今回の税源移譲によって、所得税と住民税を合わせた税負担が変わることは基本的にはありません。なお、ほとんどの人は、所得税が平成十九年一月から減り、住民税が平成十九年六月から増えることとなります。詳細は、広報おさき二月号および市のホームページを参照ください。  
注、景気回復のため、定率減税措置がなくなることや、収入の増減など別の要因により、実際の負担額は変わります。



### 夫婦+子ども2人の場合(年額)

税源移譲前				税源移譲後			
給与収入	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	負担増減額
300万円	10,000	15,000	25,000	5,000	20,000	25,000	0円
500万円	144,000	82,000	226,000	72,000	154,000	226,000	0円
700万円	288,000	208,000	496,000	190,500	305,500	496,000	0円
1100万円	896,000	533,000	1,429,000	798,500	630,500	1,429,000	0円

\*給与収入の1割を社会保険料控除として所得控除額に算入しています。  
\*住民税の税額は、所得割額のみとなっています。

## コンサート情報

大崎市誕生記念

Teiko Maehashi Violin Recital  
前橋汀子 ヴァイオリン・リサイタル

日本を代表するヴァイオリニストとして、国内外で活躍している前橋汀子氏のヴァイオリン・リサイタルです。

日時 7月15日⑩  
開場 15:00 開演 15:30  
会場 鎌田記念ホール  
チケット 一般 3,000円(当日3,300円)  
学生 2,000円(当日2,300円)

チケット取り扱い・問い合わせ  
鎌田記念ホール ☎56-6311  
コンサート実行委員会 ☎25-5930

ロマンチックな名曲を揃えた珠玉のプログラム

ミシユク〜ラ・カンパネラ〜  
ピアノコンサート

ロシアのピアニスト「ミシユク」の繊細な指先から生まれる詩情あふれる音色をご堪能ください。

日時 7月20日⑩  
開場 18:00 開演 18:30  
会場 岩出山文化会館  
チケット 全席指定席 3,000円

チケット取り扱い・問い合わせ  
岩出山文化会館 ☎72-0357